

総務常任委員会

平成20年2月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
税 務 課 長	山崎 善之	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	清水 修一
同 課 長 補 佐	山崎 篤	生涯学習課技師	平田 政彦
監 査 書 記	佐藤 滋生	会 計 管 理 者	浦口 隆
会 計 室 長	清水 孝悦		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、小林委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城市長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 ありがとうございます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、小林委員、のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告いたします。

前回の委員会へのご報告後の状況といたしましては、陶製の説明板の設置工事について、落札業者との契約の締結を行い、現在その製作に着手しております。

また、石室公開に向けて、石室内の見学用デッキ通路の設置工事を終えまして、現在、照明工事などの電気設備工事を行っております。

なお、3月開催の委員会におきまして、現地をご視察いただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

そして、次に、史跡中宮寺跡の整備についてご報告いたします。

来年度から計画しております、整備に伴う発掘調査に向けた、史跡地全体の地形測量業務につきましては、落札業者との契約の締結を行い、業務を実施しております。現在は、現地における測量調査を終え、データ処理、及び図化作業に取り組んでいるところでございます。

そして、安田家古文書調査についてであります。現在、昨年度より進めてまいりました文書全体の調査表の作成と、これらのデータをパソコンに入力する作業を終えまして、古文書撮影に着手しております。

なお、今年度の調査の内容につきましては、すべての作業が3月初旬に終了する見込みでありますことから、次回の委員会にご報告をさせていただきますと思います。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

嶋田委員 安田家の古文書に関してなんですけども、3月初旬でだいたい終わるといふことなんですけども、これはもう冊子にして配布、有料、無料は別にしてね、配布するいう形を考えておられるのか。

平田技師 ただ今の嶋田委員のご質問でございますけども、安田家の古文書調査につきましては、3ヵ年の計画で実施しておるものでございます。昨年度より実施しまして、昨年、今年度と、この2年間で調査をしまして、来年度の平成20年度、発掘調査の報告書の取り纏め、作成を計画しております。ですから、今、嶋田委員のおっしゃったような成果の全容につきましては、平成20年度の報告書をもって開示してい

きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

嶋田委員 えっと、僕の言い方悪かったか、報告書が結局冊子になるわけですか、それとも、どう言うんですかね、ものすごいこれ興味あることなんでね、私自身は。その報告書やなしに、別に冊子にされるんかどうかいということですね。

平田技師 調査の最終的な取り纏めということでは、報告書という専門的な内容になっていくわけでございますけども、今、嶋田委員さんがおっしゃられた内容を把握するようなものということかと考えますけども、それにつきましては、また別にそういうものを作るかどうかというものにつきましては、また検討させていただきまして、そういうものが配布できるものが作成できるとすれば、またそのように対処してまいりたいと考えております。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案についてを議題と致します。

3月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。

初めに、(1)斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、3月定例会の付議予定議案の(1)斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元に、資料1といたしまして、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例案を配布させていただいております。その末尾の要旨によりまして、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

医療制度改革に伴いまして、「健康保険等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)が平成18年6月21日に公布され、75歳以上の高齢者を対象といたします独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日に開始されることとなっております。

この後期高齢者医療制度に対応するため、住民生活部の分掌事務に、新たに後期高齢者に関する事務を追加するものであります。

以上で、簡単ではございますが、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、(3)斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、双方とも、育児休業法の改正に伴う条例改正でありますので、一括して理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、並びに斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を一括でさせていただきます。

この2つの条例改正につきましては、ただ今委員長からございませ

たように、地方公務員の育児休業に関する法律、これ以降につきましては、「育児休業法」と呼ばせていただきますけども、この法律が平成19年8月に改正されたことに伴う、一部改正でございますので、条例の改正内容を説明する前に、まずこの法律の改正概要を説明させていただきますまして、ご理解を賜りたいという風に思います。

育児休業法の改正概要につきましては、お手元に配布をさせていただいております資料2、資料3がございますが、この内、資料3の末尾でございます要旨にも記載してございますので、ご覧いただきたいという風に思います。

この要旨にもございますように、今回の育児休業法の改正のポイントは、少子化対策の一環といたしまして、育児を行う職員における、職業生活と家庭生活の両立を、なお一層容易にするという観点から、従来の育児休業では、一定期間職務から離れるという形でしたが、それとは別に、職員がその職務から完全には離れることなく、育児を行うことができるよう、小学校に入学するまでの期間、常勤の職員のまま、育児のための短時間勤務を認めたものでございます。

具体的に申し上げますと、現在私どもの勤務時間は、1日当たり8時間、1週間では40時間となっておりますが、この短時間勤務におきましては、一例を挙げますと、1日当たり4時間、1週間当たり20時間の勤務形態を認めることができる、というものでございます。

それと同時に、この職員の短時間勤務によりまして、公共サービスが低下することのないよう、その職員が時間的に処理できなくなった業務を処理するために、任期を定めて、新たに職員を任用するという、「任期付短時間勤務制」。および「並立任用」という制度が導入をされたところでございます。

「並立任用」と申しますのは、例えば1週当たり40時間の勤務時間のうち、20時間ずつ育児短時間勤務職員が同一部署にいる場合、この2人の職員を同一の常勤の職務に任用できるものといたしまして、併せて、この場合の定員を特例的に2人で1人として取り扱うものでございます。

また、その他の改正点といたしましては、従来からございます育児休業制度では、育児休業をとっていた期間については、その2分の1を換算して、勤務した期間と見なして、復帰後の号給の調整をすることとされておりましたが、今回の改正によりまして、100分の100以下の換算率によることとされたこと、及び部分休業を取ることができる期間につきましては、従来が子どもが満3歳になるまでとされていたものが、小学校に入学するまでと、延長されております。

以上が、平成19年8月1日に改正施行されました「地方公務員の育児休業に関する法律」の改正概要でございます。

それでは、資料2の方に戻っていただきまして、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

資料2には、「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただきます。

説明につきましては、このうち、「要旨」及び「新旧対照表」をご覧いただきながら、させていただきたいと思っております。

末尾のこの要旨にもございますように、先程説明をさせていただきました、育児休業法の一部改正法が施行され、育児短時間勤務制度が創設されたことに伴いまして、当条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正しようとする内容は、育児短時間勤務を承認された職員の勤務時間、週休日等につきましては、その職員の勤務時間及びその内容によりまして、任命権者が決定するというものでございます。

なお、この勤務時間のパターンにつきましては、育児休業法に規定されておりまして、短時間勤務により認められる休業の時間は、1週間の勤務時間40時間のうち、20時間が限度とされておりまして、

この改正規定につきましては、新しく第2条、第3条、第4条に定めることとしております。

また、この改正のほか、第8条では、育児短時間勤務職員に対する時間外勤務の制限について。

第12条では、同職員の年次有給休暇に関する規定を定めることとしております。

なお、本改正条例の施行日は、3月定例会後の公布の日としております。

以上が簡単ではございますが、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

続きまして、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

お手元の資料3、「改正条例案」、「新旧対照表」、そして先ほども見ていただきました「要旨」を付けさせていただきます。

このうち、「要旨」及び「新旧対照表」をご覧くださいながら、説明をさせていただきます。

本条例の改正内容でございますが、まず一つとして、「育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整」でございます。

先ほど、育児休業法の改正点でも、申し上げましたが、従来と異なりますか、現行の制度では、育児休業をとった職員の勤務期間としての換算は、その育児休業期間につきましては、2分の1、すなわち100分の50、としているものを100分の100以下の換算率によって換算した期間を、引き続き勤務したものと見なしまして、号給を調整することができることとするものでございます。この改正規定は、新しく第8条で定めております。

2つ目といたしまして、「育児短時間勤務の導入及び承認等」でございます。

これは、新たに導入する育児短時間勤務制に関しまして、その承認にかかる事項を定めるものでございまして、(1)の育児短時間勤務をすることができない職員から、ずっと裏面に移っていただき、(7)の育児短時間勤務をさせる時又はその短時間勤務が終了したときの当該職員への通知方法などを、定めることとしております。この改正規定につきましては、新しく第9条から第15条までで定めております。

そして3つ目でございますが、その他文言整理等所要の改正及び規

定整備を行うこととしております。

次に、施行期日等の付則関係でございますが、まず、本条例の施行日につきましては、3月定例会後の交付の日からとしております。

ただし、経過規定を設けておりました、先ほど説明をさせていただきました、育児休業期間中の勤務期間の換算率、100分の50を100分の100以下にする改正でございますが、このことにつきましては、育児休業法の施行日でございます平成19年8月1日から適用することとしております。

また、部分休業でございます。この部分休業と申しますのは、子どもを養育するために1日の勤務時間の2時間を超えない範囲内で、勤務しないことでございますが、この部分休業につきましても、先ほど触れましたように、従来は子どもが満3歳になるまでとされていたものが、この度の育児休業法の改正によりまして、小学校に入学するまでと延長されたところでございます。

このことにつきましては、この同様の内容につきまして、当町が独自に条例で定めております、この条例と申しますのが、斑鳩町職員の子育て及び介護休業に関する条例でございますが、この条例で定めていたところでございますけれども、今回の育児休業法との重複規定となることから、該当条文の削除を行い、このことに伴いまして条例名も改正をしようとするものでございます。

なお、この短時間勤務に伴う休業につきましては、育児休業と同様、無給でございます。念のために申し上げます。

以上簡単ではございますが、斑鳩町職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この2つの案については、今初めて目を通させていただきますので、3月の定例会の開会中の委員会までに私自身もちょっと調査研究させ

ていただきます。それと現在、斑鳩町で、町の職員で、男性の方が育児休業をとっておられるというのは事例はあるんですか。

総務課長 男子職員が育児休業をとった事例はございません。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、3月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題と致します。

まず初めに、(1)平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について、当委員会所管に関わりますものについて、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(1)平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料4、A3の1枚ものでございますが、その資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第1款町税では、町民税個人で1,490万円、町民税法人で810万円、それぞれ減額補正をお願いしているところでございます。

その主な理由につきましては、個人では、均等割について若干の増収が見込めるものの、退職分離課税分が退職者数の減により減収となることや総所得金額の所得割額の減によるものでございます。また、税源移譲の影響により、普通徴収の収納率が当初見込を若干下回る見込であることも影響しております。

そして、法人につきましては、会社の廃業による均等割の減及び各

企業の法人税割額が減となることなどでございます。

次に、中ほどの第15款、県支出金では、総務費、県委託金で、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙にかかる選挙執行経費委託金の決定により、参議院議員選挙費委託金56万7千円、知事選挙費委託金654万2千円、県議会議員選挙費委託金253万円の減額補正をお願いしております。

次に、第16款財産収入では、財産運用収入で、土地開発基金において土地の賃貸借がございましたことから、土地建物貸付収入91万7千円の増額補正をお願いしております。

利子及び配当金では、各基金運用益の決算見込額の確定により、534万6千円の増額補正をお願いしております。

また、財産売却収入では、王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入193万3千円の追加補正をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、福祉基金としてご寄附いただきました5万円の増額補正をお願いしております。

次に、第21款町債では、まちづくり交付金事業におきまして、交付金が増額となりましたことから、2,270万円の減額補正をお願いしております。

以上が、歳入に関わります予算補正の内容でございます。

次に、裏面へ移って頂きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第2款、総務費では、一般管理費で、職員の退職に伴う退職予定者特別負担金3,360万5千円の増額補正をお願いしております。

財産管理費では、財政調整基金等の各基金運用益の決算見込額確定による基金積立て、そして歳入のところで申し上げました王寺周辺広域土地開発公社解散に伴います残余財産収入分を財政調整基金に積立てることから、760万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、奈良県議会議員選挙費以下の選挙関連費につきましては、それぞれ選挙執行経費が確定いたしましたことから、奈良県議会議員選

挙費 2 5 2 万 5 千円、斑鳩町議会議員選挙費 1 1 3 万 6 千円、奈良県知事選挙費 6 5 3 万 6 千円、参議院議員選挙費 5 5 万 5 千円の減額補正をお願いしております。

次に、第 3 款、民生費では、福祉基金への寄附金の受入れに伴います基金積立金 5 万円の増額補正をお願いしております。

次に、第 9 款、教育費では、文化財保存費で、藤ノ木古墳整備基金運用益見込額の確定により、基金積立額 1 2 万 6 千円の増額補正をお願いしております。

次に、第 1 1 款、公債費では、利子で、平成 1 9 年度の定時償還にかかります利子額の確定によりまして、1, 2 4 2 万 9 千円の減額補正をお願いしております。

次に、第 1 2 款、予備費では、今回の補正に要します財源 4, 6 8 2 万 6 千円を充当させていただき補正をお願いしております。

最後に、地方債の変更についてでございますが、歳入のところで申し上げましたとおり、まちづくり交付金事業におきまして、交付金が増額となったことから、まちづくり事業にかかります限度額を 1 億 7, 7 5 0 万円にする変更をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、平成 1 9 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち、総務常任委員会が所管されます補正予算の内容につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員 歳入の町税のどこなんですけれども。町民税個人の説明の中で、収納率が当初見込より若干少なくなったということなんですけれども。これ当初、収納率いくらで、いくら少なくなったんかというのをちょっとお聞かせ願えますか。

税務課長 当初98.9%を見込んでおりましたが、0.2%程度減少するのではないかという風に思っております。

嶋田委員 当初98.9%の見込みやということでされておられましてんけども、これ基本的には本来なら100%にならなおかしいですわね。当初見込みは。現実問題としては98.9%でもいいとは思うんですけど、基本は100%収納やという形をとっていかなおかしいん違うんですかね。

税務課長 確かに委員おっしゃるとおり、それが理想なんですが、実質的にはやはり滞納であるとか、生活が困窮して納められないというような方が発生しますので、その分の減を見込んでこのような数値にしております。

嶋田委員 それはわかるんですよ。現実的に。せやけども予算組む時にね、ほんだらもう、これからお金集めようという時にね、結局100%収納できへんいうこと自体がね、最初に考えること自体が、僕はおかしいんではないかなと思うんです。

総務部長 嶋田委員さんの言われることもわかります。ただ、予算を計上する場合におきまして、調定額は計算した上で、100%徴収した時の金額となってまいります。それでいった場合に、過去の例をずっと遡ってみてきても、やはり徴収率というのは100%ということには過去にもなかった、としたら、より確かな歳入を見込む時に、予算いうのは歳入があつての歳出があるわけですから、この時に歳入を仮に多く見積もった場合におきまして、年度最終におきまして、歳入欠陥が起きてまいります。ほんでその歳入欠陥をまたどこかで埋めやないかんということになってまいりますので、そういうことから歳入についてはより現実的な数字を入れるということで、そこに徴収率をかけた数字を入れさせていただいております。同様に、現年分もあるし、滞納

分につきましても、そういうことでさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

嶋田委員 わかるんですよ。それはわかるんですよ。そしたらこの98.9%という数値はね、これ平均で出した分ですか。

総務部長 過去の例から見て、前年度、また前々年度見て、98.9%であろうと。ただ、今年度につきまして、98.9、今、課長申し上げましたように、0.2%減となっております。これにつきましては、住民税の税源移譲がございました。所得税から。5%から10%になりました。これについて、全国的にやはり12月末現在で約2%の住民税の減となっております。幸いにして、斑鳩町は徴収について頑張ってもらっているというか、住民の方ご理解いただいておりますので、この0.2%位でおさまるだろうと考えておりますので。国の方においても、国はもう景気全体悪いということで、徴収率も下がってるらしいんですけども、他町村では今申し上げましたように、1から2%下がっておりますので、その点をご理解いただきたいと思ひます。

嶋田委員 98.9%というのは、割と高い数値だというのは理解しています。はい。せやから税務課の職員の方頑張っておられる、また、斑鳩町の町民の方、その収納に対して、協力いただいているということもわかります。ただし、私ら議員としては、この98.9%で、あーええなということは、どう言うんですかね、行政に対しては、言えない立場だと思ひます。やっぱり収納率は100%を目指して下さいということしか言えない、ということで今質問させていただいたわけなんですけれども、これからも収納率向上には力を入れていただきたいと思ひます。以上です。

委員長 ほかございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2) 行政組織規則の見直しについて、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項(2) 行政組織規則の見直しについて、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料5をご覧くださいませでしょうか。

少子高齢社会が急速に進むなか、住民ニーズの多様化により、行政需要が多岐にわたる状況にありながら、一方では、本町におきましては、職員の削減に取り組んできたところでございます。

このような状況に対応するため、組織のスリム化を行い、限られた職員をより効果的に配置を行う必要がございます。

そういたしましたことから、住民の健康と福祉の向上を目指すとともに、自立するまちづくりを進めていくため、行政組織の見直しを行ってまいりたいと考えております。

新たに、住民生活部に健康対策課を新設するとともに、現行の健康推進課の名称を国保医療課に変更してまいります。

さらには、より機動的で、効率的な組織を目指し、各係の統合を行ってまいりたいと考えております。

現行の17課室局、46係の組織体制を、先程の健康対策課の新設により、1課増の18課室局に、また、係では、9係減の37係に改編してまいりたいと考えております。

なお、平成19年4月1日現在の係長職は30名となっております。また、本庁舎、保健センター、上下水道の一般職員数は132名となっております。

それでは、その内容につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、課の新設等についてでございますが、中程の住民生活部の所をご覧くださいませでしょうか。住民生活部に健康対策課を新設してまいります。

乳幼児から高齢者まで、すべての世代にわたり、保健センターの果たす役割は、年々増してきております。また、医療制度の改正により、保健指導の強化が求められております。

さらには、介護保険制度の改正により、要介護認定事務の増加が見込まれているところでございます。

そうしたことから、新たに健康対策課を新設し、新たに開設いたします斑鳩町総合保健福祉会館を拠点とし、保健計画係、健康推進係の2係を設けて、子育て及び健康づくり等のより一層の充実に努めてまいります。

次に、現行の健康推進課の名称を国保医療課に変更してまいります。

また、現行の国民健康保険係、国民年金係を統合し国保年金係を新設するとともに、現行の福祉医療係の分掌事務に、後期高齢者に関する事務を加えて、福祉高齢者医療係に名称を変更してまいります。

続きまして、係の統合についてでございます。

はじめに一番上の総務部では、総務課で、現行の庶務文書係、人事給与係を統合し、庶務人事給与係を新設してまいります。

企画財政課では、現行の管財係を政策企画調整係に統合するとともに、現行の文化振興係、広報統計係を統合し、文化広報統計係を新設してまいります。

税務課では、現行の固定資産税係、町民税係を統合し、課税係を新設してまいります。

次に、住民生活部では、福祉課で、現行の高齢福祉係、介護保険係を統合し、介護高齢福祉係を新設してまいります。

続きまして、都市建設部では、建設課で、現行の総務管理係、住宅係、交通安全対策係を統合し、総務管理係を新設してまいります。

都市整備課では、現行の開発指導係を都市計画係に統合するとともに、現行の景観保全係を都市整備係に統合してまいります。

以上、簡単ではございますが、行政組織の見直しについてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 伴委員。

伴委員 健康対策課、これ新しい部分ですね、今、説明お聞きしますと。これは新しく出来ました保健センターがあちらの方に、出来ましたあちらの方に行かれるというように私、認識させてもらってますけども。これトータル、この係が係長さんが2つ、そしてこれトータル職員さんとして、どれ位あちらの方に行かれる予定なんですか。

総務部長 基本的に今現在おります保健センター、10名おります。そこへ管理栄養士、臨時でおりますけども、これで11名。ほんで今度新たに保健師2名を採用いたしておりますんで、その含めた数が、4月1日現在の保健センターの数ということになってこようかと考えております。今現時点で。

委員長 他ございませんか。

嶋田委員 今、伴委員さんもお聞きされたと思うんですが、この健康対策課というのは総合福祉会館の中に設置されるということですか。

総務部長 保健センターが総合保健福祉会館へ行きますんで、向こうに仕事は移るということになります。

嶋田委員 職員さんの数、正規のですね、職員さんの数決められて、これ一つ課増やして、係の方は減っていますけども、これはまあ2つを1つにしてるだけのことであって、これで他の業務に差し障りというのはないんですかね。

総務部長 今現在でも、例えば一人の係長で二つの係を持ったり、兼業をやっ

ておりますので、そうした中で、今現状、このようにやっていっても業務には支障ないということで考えております。

嶋田委員　ほんだら9係減になってるから、どう言うんですかね、大雑把に言えば、給料は減ってくる、給料の総額は、人件費は減ってくるわけなんですかね。

総務課長　人事の担当として回答させていただきますが、人件費の関係でございますので、回答させてもらいますけれども。現在におきましても、今先程、企画財政課長が申しあげましたように、現在の係長の数は46件あると。その中で、実際の係長が30名いてるという話がございます。で、残りの16はどうなってるんだという話でございますけれども。課長補佐がおります。本庁関係の課長補佐が今現在18名おる中で、係長を兼務しておるのが14名、ほとんどの課長補佐が係長を兼務しておるわけでございますけれども。で、その14の兼務してる課長補佐の係があるわけでございますので、直接この係の数が9減ったからといってそれがすなわち直接人件費に繋がるということではございません。係長手当が減っていない状況の中で、係が減っても人件費には直接影響しないということでございます。

嶋田委員　ということは、人件費はもう変化がないということで考えていいわけなんですか。

総務課長　この行政組織見直しに直接関わっての人件費の減というのは考えておりません。

嶋田委員　増は。

税務課長　直接影響はございません。

嶋田委員 あかね、もうはっきり答えてほしいんですけど。直接影響ないやとかそんなやなしに、全然人件費に関しては変化ないということですよらしいんですね。

総務課長 この機構改革の中で、人件費には影響はございません。

辻委員 一つ課増える、課長が増えるさかい、人件費は若干変わってきよらんちゃうかなと思うねけど。全体が変わらへんということなんですけど。組織票では課長が1人増えるんと違うかな。

総務課長 説明不足で申し訳ございません。なるほど課長職が1名増えるということでございますけれども、これは後程のこれから考えていく人事配置の中で考えていくべき課題ではございますけれども。現に課長級です、参事職もございますので、そういった事も総合的に考えていく中での話になるだろうということで考えております。

委員長 よろしいですか。

次に、（3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の（3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料6をご覧くださいませでしょうか。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に成立し、指標の公表にかかる規定の施行が平成20年度から、また財政健全化計画策定義務等にかかる規定が平成21年度から施行されることとなっております。

この法律の目的は、「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画

を策定する制度を定めますとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の健全化に資すること」と定められております。

資料の1ページの健全段階のところにも、書かれておりますように、大きな特徴は、普通会計から地方公営企業及び外郭団体への財政状況の監視対象を広げ、自治体の財政負担をフローだけでなく、ストックの財政指標も含めて評価しようとするものでございます。

この法律は、その右側の「財政の早期健全化」、そして「財政の再生」という2つの段階を判断する基準を設け、いわゆる財政再建団体に陥る前に、自主的に財政再建に取り組める枠組みが設定されております。

具体的には、自治体の財政状況を「早期健全化段階」と、より状況が悪化した「再生段階」の2段階で把握し、その判断をするために、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標を示しておられます。

恐れ入りますが、4ページをご覧くださいませでしょうか。4ページの表頭中の中程の国の基準のところをご覧くださいませでしょうか。

1つ目の指標である「実質赤字比率」につきましては、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模等に対する比率とされております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準2.5%から10%の数値と、財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じて11.25%から15%とされております。また、財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着しております現行の再建法の起債制限比率の基準を用い、市町村は20%とされております。

2つ目の指標である「連結実質赤字比率」につきましては、普通会計に公営企業会計を加えた全会計を対象とした連結ベースでの実質赤字の標準財政規模等に対する比率とされております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業等における経営健全化等を踏まえ5%を加算し、市町村につ

いては財政規模に応じ16.25%から20%とされております。また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%とされております。

3つ目の指標である「実質公債費比率」につきましては、一般会計等が負担します元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率とされております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準については現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とされております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される基準とされている35%とされております。

4つ目の指標である「将来負担比率」につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率とされております。この比率につきましては、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村では350%とされております。

これら判断基準は、平成20年度決算から適用し、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告すること。その上で公表しなければならないと定められております。

また、公営企業につきましても、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっております。

恐れ入りますが、資料の2ページ、3ページをご覧くださいませでしょうか。

これら4つの指標である健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上になった場合には、財政健全化計画を定めなければならず、さらに、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」のいずれかが財政再生基準以上になった場合には、財政再生計画を定めなければならないとされております。

これらの計画を策定する際には、議会の議決をいただき、住民に公表するとともに、その実施状況を毎年議会に報告し、公表しなければ

ならないと定められております。

さらには、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行につきましては、外部監査を受けなければならないものと定められております。

続きまして、これら指標にかかる本町の状況についてでございます。恐れ入りますが、4ページをお開きいただけますでしょうか。

平成18年度決算による試算でご説明させていただきますと、1つ目の指標である「実質赤字比率」につきましては、早期健全化基準であるマイナス14.71%に対しまして、3.89%となっております。

2つ目の指標である「連結実質赤字比率」につきましては、早期健全化基準であるマイナス19.71%に対しまして、1.62%となっております。

3つ目の指標である「実質公債費比率」につきましては、早期健全化基準である25%に対しまして、15.2%となっております。

なお、「将来負担比率」につきましては、その算定方法が、現時点では具体的には示されておられませんことから、試算できておりませんので、ご了承をお願いいたします。

ただ、後年度交付税措置のある起債などは除かれる方向で検討されているとお聞きしていることから、早期健全化基準でございます350%を超えることはないものと見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員 この4ページの中で、国の基準というのがあるんですけども。下段、本町の基準というのは、これは町独自で決められた基準ということによ

ろしいんですか。それとも国から何らかの指導があったということですか。

企画財政課長 上段の方は11.25～15ということで、各市町村の財政規模に応じまして、それぞれの基準が定められております。下段に書いてますが、その定められる算定によりまして求められた国の基準としての14.71であったり、19.71であったりいたします。

嶋田委員 それとですね、財政の早期健全化、早期健全化言うんですかね、財政健全化計画の範囲に入って、財政健全化計画を立てる場合にね、国の指導やとかいうのはあるんですかね。

企画財政課長 早期健全化の段階では国の指導というところまでいかないんですけども、その毎年、実施状況を議会にも、或いは住民の方にも公表し、それを国にも報告してまいりますので、その中で勧告といった形で、もっと頑張らなさいよと、そういった形の部分は入りますねけども、まだ早期健全化の段階では国の指導の下の再建とはなりません。

嶋田委員 ほんだら財政再建の時には、基本的にもう国の指導の下でやっていかなあかんということやけども、この早期健全の時には自助努力という考えでいいわけなんですか。

企画財政課長 これまでの財政健全化法におきましては、いきなりその財政再建団体に陥るという法律の下で行われてたんですけども、その前に自助努力でやりなさいよという基準を設けられたのが今回の大きな特徴となっておりますので、自主的に財政再建団体になる前に財政の再建に向けて取り組みなさいよというのが今回の大きな主旨でございます。それでもう一点ですけども、財政の健全化の、早期の段階から、住民にその状況を公表するというのも一つの大きな特徴となっております。

嶋田委員　この財政再建化になったらこれはもう今までの行政、また議会が責任問われる状態にはなってこようかと思えますけれども、早期健全化の範疇に入ったとすれば、これは自助努力ということで、国の指導は入らないけれども、どう言うんですかね、今までどおりのことではね、完全にアウトになってくるということなんで、行政また私達議会の方もですね、そういう風にならないようにですね、頑張る、頑張るいうたらおかしいんですけれども、努力していかなあかんのではないかなと私自身は思っています。これについてもまた色々勉強させていただきたいと思えますので、色々お尋ねするかもわかりませんが、その時にはよろしくお願いします。

委員長　他ございませんか。

それでは次に、（４）公民館教室の受講料について、理事者の報告を求めます。　清水生涯学習課長。

生涯学習課長　それでは、各課報告事項の（４）公民館教室の受講料について報告させていただきます。

資料７でございます。

お手元の資料は、平成２０年度開講を計画しております公民館教室の一覧表でございます。

中央公民館で１８教室、東公民館で１教室、西公民館で１教室の合計２０教室を計画しており、３月号広報で受講生を募集する予定であります。

公民館教室は、趣味を通じて知識や技能を修得し、生きがいつくりの機会として無料で教室を開催してきたものであります。

しかしながら、一昨年の斑鳩町財政健全化検討住民会議の答申を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることから、平成２０年度より受講料の徴収を行いたいと考えております。

受講料の額につきましては、受講生に過度の負担とならないように考えており、講師謝礼を賄う額を基本として算定いたしました。

1回の講師謝礼が6,000円でありますことから、どの教室も約20名定員を設けておりますが、定員20名で割りますと一人あたり300円になります。

教室は月1回のもので月2回のものでございますが、5月から2月までの1年間で10ヶ月間開催いたしております。教室の開講が決まりました時点で年間の受講料を一括して徴収したいと考えております。

月1回の教室ですと、300円×1回×10回で、年間3,000円、もう一つが、月2回の教室ですと、300円×2回×10回で、年間6,000円となります。

受講生の皆様には、生涯を通じた趣味を持ち、また多くの友達を増やし、いきいきと暮らしていただきたいと願うものであります。

また、1年間の成果を発表するために、公民館まつりを来月3月14日（金）から16日（日）までの3日間、開催する予定でありますので、委員皆様には、時間がございましたら、公民館の方まで立ち寄っていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、公民館教室の受講料についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

伴委員 この公民館教室なんですが、これ全体として、その1年間、町の負担していただいている金額はどのような金額になるのでしょうか。

生涯学習課長 平成19年度の予算でございますが、報償費として歳出しております、講師謝礼として、謝金として、その分で、19年度予算としては、222万円組んでおります。そして、来年度、20年度では、この分で、198万円の予算を組んでおりますが、その分を今年度から受講生に負担していただくということで考えております。

伴委員 その講師の謝礼で222万円を受益者負担にされるというのはよくわかります。ただ全体として、陶芸なんかでしたら電気代など非常にかかるものもあると思うんですが、トータルとして、この公民館の教室に対して、どれ位の、町負担されてるんかがわかればお願いしたいんですが。

生涯学習 今、伴委員がおっしゃってるのは、今この、今年度から講師謝金だけを受講料、受益者負担としていただくということで考えておりますが、ただこの教室の中でも、色んな20種類がございます。その中で、特に町としてかかっているのが陶芸、釜焼きですね。釜焼きというのは電気代がかかっております。他の将棋とか民謡とか、そういうのはただ室料の無料だけでとかいうことで提供しております。その釜を試算いたしました結果でございますが、電気代として消耗ですね、釜使ったらヒーターを使います。その中のヒーターが3年に1ぺん取替えなければならないということで試算した結果、釜にも素焼きと本焼きがございます。素焼きで1回使用していただいたら、約5,200円、それと本焼きでしたらその倍、16時間本焼きに時間を要します。その中で、5,200円の倍ということで、10,400円光熱水費として使っております。

伴委員 これはこの20名受講生が使われて、この金額ということでいいわけでしょうか。

生涯学習 だから18年度、実績でございますが、この釜使われる住民の方には、教室で本焼きで3回、素焼きで1回使っております。あとは自主グループ等、そしてまた個人でという回数がございます。で、去年1年間では本焼きが37回、素焼きが35回という回数が出ております。その中の公民館教室の中ではその4回を使用したということでございます。

伴委員 えらい細かく教えていただきましてありがとうございます。それでこれ講師代、受益者負担というのは、今の流れから言えば相当かなと私自身は思うんですが、今後、教室の負担なんかも考えていかれるような方向性というのはあるんでしょうか。

生涯学習
課長 今回、公民館教室ということで、講師謝金をとっていくと、そして来年度、21年度で公民館使用料そしてまた公民館備品、例えば釜の、釜1回2,000円いただいております。自主学习グループは減免措置でその半額で1,000円ということになっていただいておりますので。これらもまた実際どれ位いただくかということでまた当委員会にご相談させていき、そして料金改定ということも考えていきたいと考えております。

委員長 ほかございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 この受益者負担というのはもうこれはもうこんで十分いいことだと思うんですけど。これ3年程前の社会教育委員会でもう議題に出て、もう翌年度からでも上げるんかなと思ったら全然音沙汰なしで、今回こういう報告いただいたわけなんですけども。これ3年ほど期間空いたというのはどういうことなんですかね。

教育長 社会教育委員会でもそういう話させていただいておりましたし、委員会でも、時代の流れとしてやっぱりそれは必要であろうというご意見がございました。その他、財政健全化検討住民会議でも色々ご議論されているところでございました。若干そうした結論待ちということもございまして、今まで遅れているということでございます。

来年度から、そうした事で、受益者負担の原則から、この教室についてはそれぞれ負担をしていただくということで実施することにいたしております。なお、この教室にかかります受講する方の教材というんですか、それについてはもう以前から個人負担でいただいている

ところでございます。

嶋田委員　これ前にも言ったと思うんですけども、金沢で月4,000円の受講料払ってでも受けたいという人が大勢いらっしやったということで、興味あることについてはね、そのこれから自分が習っていこうという事に関してはね、ある程度は支出覚悟しておられると思いますんでね、この講師料だけやなしに、どう言うんですか、町で負担せなあかん部分もね、ある程度は負担していただくという方向で考えていただきたいと思います。

それとですね、興味あるこの教室いうんですか、そういう風なんもね、また考えていただいて、これおそらく定員割れはないとは思いますが、その町民の興味のあること、ニーズいうんですかね、そういう風な方面にも気を配っていただきたいと思います。ただしね、民間でやっておられる教室を圧迫するようなことはね、なるべくなら避けていただきたいと思います。以上です。

議長　今、嶋田委員の方から、定員割れはないやろうというご意見がありました。この定員、定めた定員、毎年皆、20名やったら20名教室に入られてるんですかね。

生涯学習課長　定員ここに書いておりますように、20名とか19名とか定員を設けております。その中で実際19年度、今現在やってる教室では、丁度定員になっておる、一番人気は陶芸、これは抽選で定員オーバーしております。それ以外、フランス語、これも定員以上でございます。あとは8割、7割という形が現状でございます。

議長　平均で7割、8割のね、定員を見越した受講料、せやから講師の先生代だけ1回6,000円やったらその平均の定員で割らんとあかんのちゃうかなと、私自身は、まあこれ15名の教室ももう4教室あるし、初めからもう先生の講師料に達しませんわな。全員来はってもね。

せやからそこらもうちょっと考えて受講料出さしたら、平均で、せめて先生の講師料出るような、平均の人数で計算しはった方がよかったんちゃうかなと私は思いますけど。

教育長

今日までの受講の状況ですけれども、私達の方で、全体の20人の内の6割まで申し込みがあった場合には教室を開いていこうということで実施してまいりました。その中で、やはり申し込みの状況見ますと、ただやから申し込みだけしとこかという人がその中にも何割かございます。そうしたことから、やっぱりきちっとこう受講料を取らしていただく方が受講していただく方もきつしょがついていいんではないかなということもありますし、私達もそうした事によってやっぱり受講される人数がはっきり掴めると、こういう事もございまして、今回そうした受講料をとらしていただく。ただ平均でとるのがいいのか、定員でとるのがいいのか、色々あると思うんですが、今回初めてのことでございまして、こうした定員を一杯にすると、こういう目標の下に定員を中心にして算定をさせていただいてるということでございます。

議長

今教育長おっしゃられたようにね、6割の定員が集まったらその教室を開く、そしたら最低の6割で計算したらね、一人500円でちょうど先生の講師料が出ますやんか。せめてそういう計算をしていただいたらよかったかなと私は意見として述べて終わるときです。

委員長

他ございませんか。

町長

今、こいういう公民館教室の関係等、色々のご意見等ございました。一番難しいのはやっぱり陶芸教室の電気代とかですね、そういう問題がやっぱり一番大きな問題だと思います。当然かなりの金額がかかっているわけですから。こういう負担をどうしていくのかという事をやっぱりメスを入れていかなかつたら、片方では講師料だけをもらってる

と、片方では電気代があると、それに20名が抽選せな入れへんと、何べん申し込んでも入れへんという方がおられますからですね、そこらをどうしていくのか。そしてまた片方では自主グループということで、また卒業した人が自主グループをやっておられる。それも聞きますと減免をやってですね、やってるという事。そういうところにもやっぱりメスを入れていかなかったら、ただ今一時的に6,000円の講師料、今、嶋田委員がおっしゃるように、民間は圧迫したらいかんと。これはおそらくいい講師をもっと呼んできたなら、そらおそらくもっと人気が出てくると思います。一時は議会の中でもその講師の選択をどうしてるのかということのご指摘あったんですけど。町民の中から募集したらええやないかということもございましたが、そこら難しい問題でもあります。書でも毛筆とペン字と別れてますから、そういうところも、これは元々は書道の関係でやってこられて、そこに毛筆とペン字が別れてきたんだと思いますけども。議長あるいはまた議員の方々のご意見のようにですね、やっぱりそういう点については、20年度はこういう形でやっていく中で、21年度については、20年度の当初からそういうものについて研究あるいは色々資料を集めてやっていくことが一番ベターではないかなと思っております。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 それでは他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 以上をもって、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。

嶋田委員　これは昨日の火事の時なんですけれども。屯所へ集まって、出動しようとする、行き先がわからないと、ファックスで流れてこない。役場へ電話入れて、場所どこですかと聞かなあかんような状態やったんですけど。地図送付のファックスというのはどうなってるんですかね。

総務課長　地図送付のファックスにつきましてはですね、当然、消防指令の方から送っていただいている状況でございます。前にもそういった事例がございましたので、こちらの方からなぜもっと早く送ることができないのかということで、問合せ等々させていただいたこともあるんですけども、残念ながら昨日もそういう状況であったと、後で知ったわけでございますけども、今後もそういった事がないように、再度、西和消防の方に要望しながら、うちでわかる範囲の中で、うちが先に送れるんでしたらね、当然うちの方でも検討しながら、早期消火の態勢を早く整えることができるように、やってまいりたいと考えております。

委員長　他に質疑意見等ございませんか。

(な し)

委員長　ないようですので、その他については、これをもって終了いたします。以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、例により、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして、町長の挨拶をお受けします。　小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時20分 閉会)